**関東学生卓球連盟・規約**

第３章　　構　　　成

（組織体）

第　６条　本連盟は関東地区に所在する文部科学大臣認定の大学、短期大学、専門学校及
び法律（防衛庁設置法、職業訓練法、農林水産省設置法、国土交通省等）によ
って設置された大学校の卓球部を以って組織する。ただし大学院~~、通信教育課~~
~~程~~の卓球部員は含まれない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

（組織体）

第　６条　本連盟は関東地区に所在する文部科学大臣認定の大学、短期大学、専門学校及
び法律（防衛庁設置法、職業訓練法、農林水産省設置法、国土交通省等）によ
って設置された大学校の卓球部を以って組織する。ただし大学院の卓球部員は含まれない。

※通信制の登録許可

**関東学生卓球連盟・内規**

第２章　選手登録期間及び出場資格

第　４条　本連盟登録選手は規約第６条に定める加盟有資格校の学生とし、当該年度の

４月１日現在で２８歳未満の者に限る｡登録期間は通常履修年限とする｡

第　５条　本連盟に所定の手続きを経て登録した選手は全て競技出場資格を有する。

　　　　　但し､停学謹慎中の者､及び休学中の者は､その期間内については出場資格を

与えない。

第　６条　登録に関する基準は次の通りとする。

　　　　　１．基本的に同一校は単一登録とする。

　　　　　２．所在地が他の学連と分かれている場合は別登録とする。

　　　　　３．大学附属（系列）の短大・専門学校の登録については､単一登録・別登録の

いずれの登録形態を取ることも可能とする。但し､一旦決定した登録形態は

正当な理由がない限り､変更することはできない。

　　　　　４．上記基準の厳密な適用が困難な場合には､理事会において判断するものとす

る。

第　７条　｢登録校の変更があった場合の登録可能期間(ｃ)｣は､｢変更後の登録校の通常履

修年限(ｂ)｣より､｢変更前に既に登録した実績の年数(ａ)｣を引いた年数とする｡

｢変更前に既に登録した実績の年数(ａ)｣が｢変更後の登録校の通常履修年限(ｂ)｣

を越える場合においても｢登録校の変更があった場合の登録可能期間(ｃ)｣は､０

年とする｡

　　　　　実例を次の通りあげる｡

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　登録校変更前　　登録実績 　　（ａ） | 　　　変　更　先 | 　登録校変更後　通常履修年限 　 （ｂ） | 再登録可能期間　(c)=(b)ｰ(a) |  |
|  |  　　０ | 　短　期　大　学 |  |  ２ |  |
|  |  　　１ |  |  　２ |  １ |  |
|  |  　　２～６ |  　（２ 年 制） |  | 　再登録不可 |  |
|  |  　　０ |  |  |  ４ |  |
|  |  　　１ | 　４ 年 制 大 学 |  |  ３ |  |
|  |  　　２ |  |  　４ |  ２ |  |
|  |  　　３ |  　（４ 年 制） |  |  １ |  |
|  |  　　４～６ |  |  | 　再登録不可 |  |
|  |  　　０ |  |  |  ６ |  |
|  |  　　１ |  |  |  ５ |  |
|  |  　　２ |  医 科 歯 科 大 学 |  |  ４ |  |
|  |  　　３ |  |  　６ |  ３ |  |
|  |  　　４ |  　（６ 年 制） |  |  ２ |  |
|  |  　　５ |  |  |  １ |  |
|  |  　　６ |  |  | 　再登録不可 |  |
|  |  　　０ | 　　そ　の　他 |  　１ |  １ |  |
|  |  　　１～６ | 　　(専門学校など) |  | 　再登録不可 |  |

 その他の場合も､以上の考え方に準じて判断するものとする｡

第　９条　上記以外で特例が生じた場合は、例えば当事者よりアピールがあった場合等は

理事会で十分調査し、協議の上、理事会においてこれを定める。

第１０条 外国籍の選手が本連盟に登録する際には在留カードのコピーを提出しなければ

ならない。

　　　　　提出された外国人登録証明書の「在留の資格」欄の内容により、本連盟では外

国籍の選手を次の３種類に大別する。

　　　　　Ａ．日本に永住権を有する者　　　　　　　　　…　「永住者」「特別永住者」

　　　　　Ｂ．一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する留学生

…　「留学・就学」

　　　　　Ｃ．一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する者で、｢留学・

就学｣以外の資格｢研修｣｢短期滞在｣、および、就労が認められている資格を

有する者

　　　　　以上の大別に基づき、本連盟では、それぞれを次の通り取り扱う。

　　　　　Ａ．日本選手との間に、一切の取り扱いの差別を行なわない。

　　　　　Ｂ．「外国人留学生選手」と称し、本連盟への登録は妨げないが、大会出場に関

しては一部制限を受ける場合もある。

　　　　　Ｃ．｢研修｣｢短期滞在｣の資格の者は本連盟への登録を認めない。

　　　　　　　就労が認められている資格の者については、経済的理由等により夜間主

コースの在学資格の者がほとんどなので、当該留学生ごとに理事会におい

て審議の上、登録の可否を決定する。